

令和 年 月 日

年 組 氏名

保護者様

静岡県立清水西高等学校長

学校における感染症予防による出席停止のお知らせ

あなたは、感染症に罹っており、またはその疑いがありますのでお知らせ致します。つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止します。

なお、登校するにあたっては、医師の診断を受け、下記登校許可証明書に記入をしていただき、学級担任に提出して下さい。

問い合わせ：保健室 TEL054-352-2225

登校許可証明書

該当する疾病名に○印をつけてください。

分類	疾病名	出席停止期間
第1種	第1種感染症〔 〕	治癒するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失する、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身の症状がよければ登校可能
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	その他の感染症〔 〕	医師が感染の恐れがないと認めるまで

上記疾病により加療中でしたが、感染の恐れがない、または少ないため、登校可能と認めます。

出席停止期間：令和 年 月 日 ～ 月 日

病院および医師名

印